



事故報告と 事故発生時の対応について

江戸川区介護保険課
介護サービス事業者集団指導

〔事故報告について（概要）〕

事故報告の根拠

厚生労働省令 及び 介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱



江戸川区における取扱を規定

江戸川区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領（令和2年8月改定）
〔介護保険のページ〕（<https://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/related/related11.html>）

報告を要する事故

取扱要領からの抜粋

- ◆ サービス提供に伴い発生した事故で、**医師の診療を要したもの（救急搬送を含む）**
- ◆ 感染症や食中毒、疥癬の発生（新型コロナウイルス感染症の報告含む）
- ◆ 誤与薬（落薬、抜薬を含む） ◆ 離設 ◆ 利用者の個人情報の漏洩
- ◆ 利用者の私物の破損や紛失等、**利用者が経済的な損失を受けたもの**
- ◆ 事業者の法令違反等であって、利用者の処遇に影響があるもの
- ◆ **利用者がサービス提供中に死亡した場合**（看取り対応や持病が原因である場合は除く）

【備考】

左記の他、
「区が報告を求めたもの」
「報告が必要と認められる事故の発生」
の際にも事故報告を行うこと

〔事故報告の記載及び提出について〕

記載にあたっての留意点

- ▶ 記載例を確認して記載すること
- ▶ 最新の書式に記載し、提出すること
(江戸川区 介護保険のページに掲載)
- ▶ 事故に際して事業所がとった対応等について、時系列で記載するなど、詳細に記載すること
- ▶ 再発防止策の内容は実現可能な内容であること
かつ、事故の原因分析を詳細に行い、多職種共同で検討した内容であること
- ▶ 記載が第三者が見てもわかりやすい内容であること
- ▶ 管理者名で提出するものであることに留意し、記載に誤りがないよう、正確を期すこと

提出にあたっての留意点

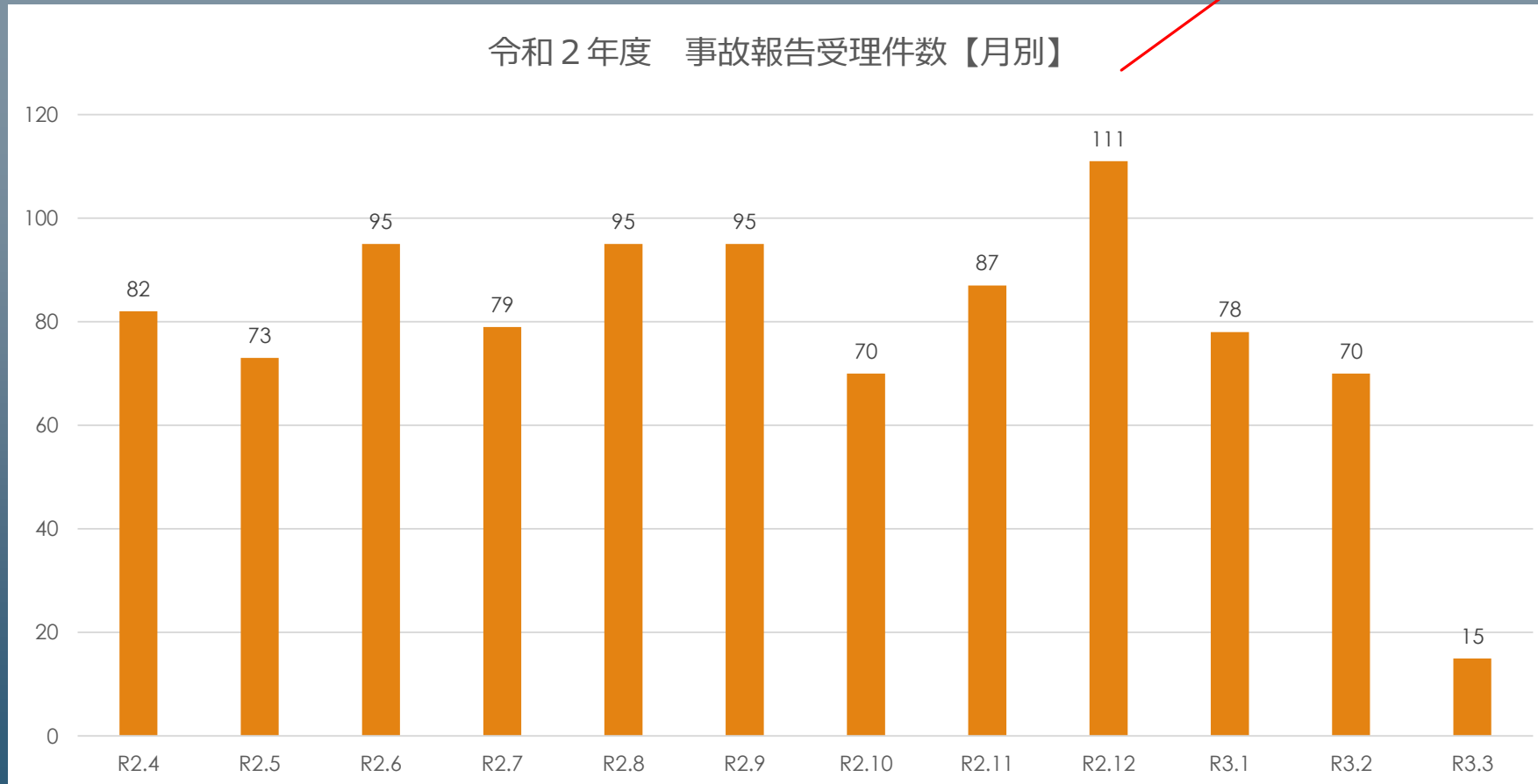
- ▶ 事故報告の提出期限
 - 事故発生後、10日以内
- ▶ 事故報告の報告方法
 - 「事故報告書」又は「感染症等発生報告書」を
郵送又は持参にて提出
(新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から
郵送での提出を推奨)
※ 個人情報が含まれるため、FAXやEメールは不可
- ▶ 事故報告の内容の変更、経過の報告
 - 変更が生じた場合には、続報(経過報)を提出
 - 対応が終了した場合には最終報を提出

〔江戸川区における事故の内訳〕

月別事故発生件数

平均85件/月

令和2年度 事故報告受理件数【月別】



〔江戸川区における事故の内訳②〕

サービス別の事故の内訳

- ▶ 区内における事故については右記のとおり、
 - （地域密着型）特定施設入居者生活介護
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護療養型医療施設（介護医療院に転換）
 - 認知症対応型共同生活介護等の入所・入居系サービスが8割弱を占めている
- ▶ 在宅でのサービスでも事故がない訳ではない
 - ⇒区に未報告の事故がないか、事業所において改めて確認すること
 - ⇒未報告の事故があった場合には、区に報告すること

サービス別事故発生件数

サービス種別	件数	構成比
訪問介護	8	0.8%
訪問看護	6	0.6%
訪問リハビリテーション	1	0.1%
通所介護	72	7.6%
通所リハビリテーション	3	0.3%
短期入所生活介護	26	2.7%
短期入所療養介護	2	0.2%
特定施設入居者生活介護	475	50.0%
居宅介護支援	4	0.4%
介護老人福祉施設	117	12.3%
介護老人保健施設	55	5.8%
介護療養型医療施設	1	0.1%
地域密着型通所介護	46	4.8%
認知症対応型通所介護	11	1.2%
小規模多機能型居宅介護	23	2.4%
認知症対応型共同生活介護	85	8.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	4	0.4%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	0.3%
その他（住宅型有料・サ高住など）	8	0.8%
合計	950	100.0%

※報告が0件のサービスは除く

〔江戸川区における事故の内訳③〕

類型別事故件数

(単位：件数)

事故類型	死亡	入院 (死亡を除く)	通院	軽微な治療、医師への確認 (医療機関を受診しなかった場合)	経済的損失	その他	合計
転倒・転落	0	165	231	9	0	9	414
誤嚥	4	16	5	15	0	2	42
感染症	1	8	14	0	0	6	29
誤薬等	0	0	13	115	0	10	138
離設	0	1	1	1	0	5	8
その他	22	100	119	18	2	20	281
合計	27	290	383	158	2	52	912

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症に関する報告が増加

〔区内で発生した事故事例①〕

個人情報の紛失

事故の概要

- ▶ 職員が自宅から直接利用者宅に援助に入った際、自転車で移動中に利用者の個人情報（プランや援助記録等）が入った鞆を路上にて紛失。
盗難も視野に警察に届け出たが、未だ発見に至っていない事例。

発生原因

- ▶ 個人情報が入った鞆を目の届かない場所に置いていたことに加え、荷物の固定等の落下（盗難）防止策を講じていなかった
- ▶ 個人情報の持ち出しに関して、事業所としての把握・管理ができていなかった

【留意点】

- 個人情報の取り扱いについて、日頃から事業所として管理や運営に関する取り決めを定めておくとともに、その徹底に努めること。
(令和3年度の介護報酬改定で、記録類の電磁的対応についても定められることも念頭に置くこと)

〔区内で発生した事故事例②〕

事業所における火災 【サービス種別：特定施設入居者生活介護】

事故の概要

- ▶ 入居者の居室において、本人持ち込みのオイルヒーターのコードから出火
スプリンクラーが作動したとともに、夜勤職員が入居者を他階に避難させたことにより、けが人等は発生せず事なきを得た

発生原因

- ▶ オイルヒーターの利用方法として、コンセントに多重のたこ足配線がなされていたこと、電源プラグが損傷していたことなどが想定される

【留意点】

- 利用者の持ち込み品の把握や利用状況の確認等について、日頃から努めること。
- 緊急時の対応等について、普段から事業所における手続を定めておくとともに、訓練の実施等、緊急時に的確に対応できるように努めること。
(令和3年度の介護報酬改定で、業務継続計画（BCP）の策定や訓練の実施が定められることも念頭に置くこと)

〔【その他】新型コロナウイルス感染症対策について〕

日頃からの備え

- ▶ 新型コロナウイルス感染症について、下記の厚生労働省のホームページや通知等を確認し、職員への研修や事業所における対応等、日頃から備えておくこと

【以下抜粋】

- ◆介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ（厚生労働省ホームページ）
⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- ◆介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応に係る事例の共有について（介護保険最新情報Vol.928）
- ◆高齢者施設における感染対策の更なる推進について（介護保険最新情報Vol.929）
- ◆介護現場における感染対策の手引き（第2版）（介護保険最新情報Vol.930）

【注意事項】

事業所の職員・利用者で新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合には、遅滞なく介護保険課指導係までご連絡ください。

また、「感染症等発生報告書」により事故報告を行ってください。

〔奥付〕

事故報告と事故への対応について

事故への対応

日頃からの事故に対する備え
+
事故発生時の適切な対応

事故報告

事故が発生した場合の
正確かつ遅滞のない区への報告



運営基準に則った事業所運営
サービスの質の向上

【担当・問い合わせ】

江戸川区介護保険課指導係 03-5662-0892（直通）